



文京区告示 第九十二号

建築基準法第四十二条第二項の規定により道路位置の指定の取消しをした。

なお、関係図面は本区都市計画部建築指導課に備えおいて縦覧に供する。

令和八年六月四日

文京区長

成澤 廣修



建築基準法 第四十二条第二項	取消しに係る道路の 種類	取消しの年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
		令和八年六月四日	文京区西片一丁目 26番5・6・7・9・ 11の一部及び 26番13	4 ・ 0 0	1 2 ・ 6 5